○法務省告示第八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社セイビ堂	茨城県鹿嶋市長栖千八百七十九番地二百七	溶接
関東セグメント株式会社	茨城県行方市麻生三千三百四十七番地の一	型枠施工
有限会社丸東製作所	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町七百六十九番地三	電子機器組立て
株式会社ケーアイ精機	東京都足立区梅田三丁目十三番二十四号	機械加工
株式会社天野組	神奈川県川崎市宮前区有馬六丁目十番六号	とび
株式会社トウテツ	神奈川県小田原市酒匂一丁目一番十八号	鉄筋施工
東海メタル株式会社	三重県津市白塚町蛭子四千七百三十八番地	鉄筋施工
株式会社明翔	福岡県糟屋郡新宮町大字的野六百番地の九	建築大工

○外務省告示第五十七号

平成二十六年二月五日に東京で、航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がスイス連邦政府との間に行われた。

平成二十六年二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百五十六年五月二十四日に東京で署名された航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定（以下「協定」という。）並びに二千十三年七月二十二日及び二十三日にベルンにて行われた協議に言及し、この書簡に同封する修正された付表が同協定の付表に代わるべきことを提案する光栄を有します。

本使は、前記の提案についてスイス連邦政府の同意が得られるならば、この書簡及びこれに対する閣下の返簡が、前記の協定第十四条の規定に従い付表について行われた修正に関する両政府間の合意を構成するものとみなされることを提案する光栄を有します。この合意は、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものといたします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月五日に東京で

スイス連邦特命全権大使

日本国駐在

ウルス・ブーヘル閣下

日本国特命全権大使　前田**隆**平

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　日本国内の地点―香港及び(又は)マニラ―インドシナ内の一地点―バンコク―ヤンゴン―ダッカ―インド内の地点―コロンボ―パキスタン内の地点―中東及び近東内の地点―アテネ―ローマ―スイス内の地点及びヨーロッパにおける以遠の地点

(b)　日本国内の地点―アリューシャン列島及びアラスカ内の一地点―ヨーロッパ内の二地点―スイス内の地点及びヨーロッパにおける以遠の二地点

(c)　日本国内の地点―モスクワ―ヨーロッパ内の四地点（注1）―スイス内の地点及び以遠の十四地点（注2）

(d)　日本国内の地点―中間の地点―スイス内の地点及び以遠の地点（注3）

(e)　東京以外の日本国内の地点―中間の地点―スイス内の地点及び以遠の地点

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、「ヨーロッパ内の四地点」のうちの二地点において第五の自由の運輸権を行使することができない。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、「以遠の十四地点」のうちの十二地点において第五の自由の運輸権を行使することができない。

注3　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除き、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(d)において業務を行うことができる。

日本国の一又は二以上の指定航空企業が前記の路線において行う協定業務は、日本国内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、これらの路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たって、その指定航空企業の選択により省略することができる。

2　スイスの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　スイス内の地点―ローマ―アテネ―近東及び中東内の地点―パキスタン内の地点―コロンボ―インド内の地点―ダッカ―ヤンゴン―バンコク―インドシナ内の一地点―マニラ及び（又は）香港―日本国内の地点

(b)　スイス内の地点―アラスカ内の一地点―日本国内の地点

(c)　スイス内の地点―モスクワ―日本国内の地点

(d)　スイス内の地点―中間の地点―日本国内の地点及び以遠の地点（注）

(e)　スイス内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点及び以遠の地点

注　スイスの一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除き、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(d)において業務を行うことができる。

スイスの一又は二以上の指定航空企業が前記の路線において行う協定業務は、スイス内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、これらの路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たって、その指定航空企業の選択により省略することができる。

（スイス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、閣下が本使に次のとおり通報された本日付けの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、スイス連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾したことを閣下に通報するとともに、この交換公文の日付の日から閣下の書簡及びこの返簡が付表について行われた修正に関する両政府間の合意を構成するものとみなされることを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月五日に東京で

日本国駐在

スイス連邦特命全権大使

ウルス・ブーヘル

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使　前田**隆**平閣下

○外務省告示第五十八号

平成二十六年二月五日にアクラ（ガーナ）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　二階尚人在シエラレオネ大使（ガーナにて兼轄）

シエラレオネ側　サムラ・マシュー・ウィルソン・カマラ外務・国際協力大臣

平成二十六年二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五十九号

平成二十六年二月六日にセントジョージズで、グレナダ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　手塚義雅在グレナダ大使

グレナダ側　ニコラス・スティール外務・国際ビジネス大臣

平成二十六年二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄